**平成２３年（フ）第９２号**
大分県臼杵市大字臼杵62番地の17
債務者　川添　　稔
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第９３号**
大分県臼杵市大字臼杵62番地の17
債務者　川添　節子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第１００号**
大分県別府市大字浜脇1248番地
債務者　田中　文栄
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第１０５号**
大分県由布市挾間町谷322番地　生田原団地Ａ－１－１
債務者　高岡惠美子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第２０号**
宮崎市大字本郷北方2160番地６　あいらんど本郷Ａ棟203号
債務者　立和名美由紀（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第６６号**
宮崎県西都市大字南方259番地１
債務者　松本　礼子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第８２号**
宮崎市新別府町城元303番地１　マコトアパート201号
債務者　藤岡　君江
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第４７号**
宮崎県都城市姫城町44街区18号、前住所宮崎県都城市姫城町46街区12号
債務者　新森　愛美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２２年（フ）第８１６号**
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目12番23号
債務者　徳永　知香
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第８４６号**
鹿児島県鹿児島市原良町1940番地山口コーポ203号
債務者　佐藤　則昭
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第９号**
鹿児島県日置市東市来町美山1077番地市営植木山住宅１号
債務者　伊藤喜代美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第２２号**
鹿児島県鹿児島市明和４丁目17番31―15号
債務者　白石　和幸
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第８０号**
鹿児島県鹿児島市錦江台１丁目44番1744号
債務者　奥沢　敏也
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第８４号**
鹿児島県鹿児島市広木２丁目20番15号
債務者　川北　和美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第１２号**
沖縄県石垣市字新川351番地17
債務者　三上　知草
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
那覇地方裁判所石垣支部

**平成２３年（フ）第１４号**
沖縄県石垣市字大浜127番地
債務者　﨑原　健二
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
那覇地方裁判所石垣支部

**平成２３年（フ）第３２号**
福島県郡山市片平町字新蟻塚96番地の８　杉田荘１号
債務者　芳賀　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係